

使用箇所の解明、環境調査及び対応措置等の状況

令和6年1月末時点

1 使用箇所数

(1) 公共工事

表1

工事 実施主体	使用箇所等の数			うち環境調査 実施箇所数			うち土壌環境基準等の超過箇所数					
	計	R5.1 末時点	新規 判明	計	R5.1 末時点	今回	非鉄スラグ			土壌		
							R5.1 末時点	今回		R5.1 末時点	今回	
榛東村	1	1	0	1	1	0	—	—	—	0	0	0
計	1	1	0	1	1	0	—	—	—	0	0	0

(注) 本表は、令和6年1月末時点の工事実施主体からの報告を整理したものである。

(2) 民間工事

表2

工事 実施主体	使用箇所等の数			うち環境調査 実施箇所数			うち土壌環境基準等の超過箇所数					
	計	R5.1 末時点	新規 判明	計	R5.1 末時点	今回	非鉄スラグ			土壌		
							R5.1 末時点	今回		R5.1 末時点	今回	
民間工事	125	120	5	120	113	7	109	105	4	0	0	0

(注) 本表は、令和6年1月末時点の東邦亜鉛(株)からの報告を整理したものである。

2 対応措置等の状況

(1) 対応措置の状況

①東邦亜鉛(株)は県の指示を受け、土壤汚染対策法の考え方・技術基準に沿って、全使用箇所ですべて撤去等の対応措置を講じている。

②なお、撤去が完了していない16箇所は、土地所有者との調整がつき次第、撤去予定である。

表3

工事実施主体	使用箇所等の数	対応措置				
		撤去済み	撤去予定	当面の措置		
				盛土・舗装	立入禁止	注意喚起
榛東村	1	1	0	0	0	0
民間工事	125	109	16	0	10	6
計	126	110	16	0	10	6

(注1)「立入禁止」及び「注意喚起」を講じた箇所には、撤去工事中の箇所も含まれる。

(注2)「注意喚起」は、撤去が完了するまでの当面の措置として住宅等の所有者に対して行うよう、東邦亜鉛(株)に指示した。

(2) 分析結果

①非鉄スラグから、土壤汚染対策法の指定基準に相当する値を超える鉛及び砒素が検出された使用箇所は、表4のとおりである。

②なお、直下の土壌からは、土壤汚染対策法の指定基準を超える鉛及び砒素は検出されていない。

表4

土壤汚染対策法の指定基準			非鉄スラグ		土壌	
区分	有害物質	基準値	分析結果	超過箇所数	分析結果	超過箇所数
溶出量	鉛	0.01mg/L	<0.005 ~ 0.054 (mg/L)	10	<0.005 ~ 0.008 (mg/L)	0
	砒素	0.01mg/L	<0.005 ~ 0.072 (mg/L)	22	<0.005 ~ 0.01 (mg/L)	0
含有量	鉛	150mg/kg	17 ~ 15,000 (mg/kg)	108	<10 ~ 130 (mg/kg)	0
	砒素	150mg/kg	<1 ~ 1,600 (mg/kg)	56	<1 ~ 33 (mg/kg)	0

(注1) 溶出量基準の超過箇所の実数は29箇所、含有量基準の超過箇所の実数は108箇所である。

(注2) 溶出量基準、含有量基準のいずれかが超過した箇所(土壤環境基準等の超過箇所)は、表2のとおり109箇所である。

(3) 土壤環境基準等の超過箇所における対応措置等の状況

- ①溶出量基準超過の29箇所のうち、25箇所で撤去が完了し、残る4箇所も撤去予定である。
 いずれの箇所も土壤汚染は確認されておらず、直ちに地下水に影響が生じる状況にないため、有害物質の地下水経由の摂取リスクは極めて低い。
- ②含有量基準超過の108箇所のうち、99箇所で撤去が完了し、残る9箇所も撤去予定である。撤去完了までの間、当面の措置として立入禁止・注意喚起を講じているため、有害物質の直接摂取リスクは極めて低い。

表5

区分	土壤環境基準等の超過箇所数		対応措置				
	非鉄スラグ	土壌	撤去済み	撤去予定	当面の措置		
					盛土・舗装	立入禁止	注意喚起
溶出量	29	0	25	4	0	4	0
含有量	108	0	99	9	0	7	2

(注) 溶出量基準、含有量基準のいずれかが超過した箇所（土壤環境基準等の超過箇所）は、表2のとおり109箇所である。